

第72回 全国児童養護施設長研究協議会 開催要綱

大会テーマ

養育の本質を礎に、社会的養護の将来像を描く ～現場実践者としての覚悟を問う～

趣 旨

平成 28 (2016) 年の児童福祉法改正 (同年 6 月施行) を受け、厚生労働大臣の下に「社会的養護の課題と将来像 (平成 23 (2011) 年) の全面的見直しを検討する「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、約 1 年間の作業で平成 29 (2018) 年 8 月 2 日に『新しい社会的養育ビジョン』 (以下、ビジョン) を示した。これを受け、国はビジョンの周知・徹底を図るべく、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」をまとめ、本年 7 月 6 日付で全国の自治体に発出した。

こうした国の動きの一方で、当初から「ビジョンには子どもの育ちが見えない」と主張してきた本会の姿勢は、いささかも変わるものではない。子どもが育つ過程には何が必要で何が大事なのか、譲れないものまで手放してはならないと思うのである。

改正児童福祉法の理念は、「子どもの最善の利益を守ること」である。すなわち、「子どもが幸せに生きていくことを保障する」ということである。我われ児童養護施設関係者は、子どもの育ちを豊かなものにするために、本来の役割を担保したうえで、新たな施設の方向性を主体的に作り上げていく姿勢が試されているといえる。施設の存する地域の特性や事情は様々であり、それぞれの地域社会のニーズに、真摯に応え得る児童養護施設の姿を示していく覚悟が求められている。

この 1 年の間、児童養護施設で起こってはならない権利侵害事件が度々報道されてきた。子どもたちの権利が十二分に配慮されねばならないはずの施設生活の中で、こうした事件が起こっているという事実は、権利擁護の使命を負う我われ施設関係者として極めて憂慮すべき事態であり、施設内権利侵害の撲滅に向けた徹底的な取組みを進めるためにも、養育をいとなみとする施設の質と量を確保するための取組みを進めていく必要がある。また、家庭養育の脆弱化や子ども虐待の深刻さを危機的状況と捉えるとき、権利擁護文化を醸成する施設運営のあり方が、施設における養育文化の質を追求することに繋がり、その「いとなみ」こそが社会資源としての児童養護施設を創っていくものと確信するのである。

以上の認識に立ち、本研究協議会では全体会のほか 6 つのテーマで研究部会を設け、養育や権利擁護、施設運営や自立支援、地域支援や都道府県推進計画の今後等について研究協議を深める。そして最終日のシンポジウムを通して、児童養護施設の今後の道筋を共有し、全ての子どもたちの命と人権が大切に守られる社会の実現に向けた取組みに繋げたい。

主 催

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道児童養護施設協議会

後 援

厚生労働省 北海道 札幌市 (予定)

期 日

平成 30 年 10 月 17 日 (水) ～ 19 日 (金)

会 場

〔全体会・研究部会〕

札幌プリンスホテル 国際館パミール
〒060-8615 札幌市中央区南3条西12 (TEL. 011-241-1111)

〔絵画展〕

札幌市中央区民センター 区民ギャラリー
〒060-0062 札幌市中央区南2条西10 (TEL. 011-271-1100)

参加対象

①児童養護施設長および職員、②社会福祉法人等役員、③永年勤続感謝対象者、④児童福祉関係者

参加人員

600名

参加費

17,000円 (宿泊費・意見交換会費・昼食費は別途)

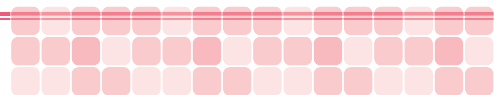
日程・プログラム(予定)

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
17日 (水)			受付	開会式・式典	行政説明	基調報告	記念講演			意見交換会	
18日 (木)											
19日 (金)	海外報告	シンポジウム	大会総括	閉会式							

第1日目〔10月17日(水) 13:00~17:00〕

11:30	(第38回児童文化奨励絵画展オープニングセレモニー 於：中央区民センター)
12:00	受付開始
13:00~14:00	開会式・式典 (永年勤続感謝、松島賞表彰、児童文化奨励絵画展表彰)
14:15~15:00	行政説明【領域④】 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
15:00~15:45	基調報告【領域②③】 全国児童養護施設協議会会長 桑原 教修
16:00~17:00	記念講演【領域③④】「渡る世間は嘘ばかり」 〔講師〕 とまこまい脳神経外科、岩見沢脳神経外科、大川原脳神経外科病院、別海町立病院 小児脳神経外科部長 高橋 義男 氏
	～プロフィール～ 昭和49年、札幌医科大学卒。道立小児総合保健センター（現、道立子ども総合医療・療育センター）小児脳神経外科医長、札幌医科大学脳神経外科学講座講師などを経て、平成24年より現職。小児専門の脳神経外科医としての活動に加え、数多くの障がい児団体の役職等も務める。同氏は、ドキュメンタリー漫画「義男の空」のモデルとなったほか、フジテレビ系列の番組「アンビリバーボー」などでも紹介された。
18:00~20:00	意見交換会 (希望者)

第2日目〔10月18日(木) 9:30~17:00〕



9:00	受付開始
9:30	研究部会（第1部会～特別部会）【詳細は各部会を参照】
17:00	終了

第1 研究部会

養育文化の構築を目指して

【領域⑤⑥】

全養協は、児童養護における養育のあり方に関する特別委員会の報告書として、平成20年度に『この子を受けとめて、育むために』を刊行し、今や現場職員の養育の教科書として大切な冊子となっている。それから約10年が経過し、昨年度より再び全養協に設置されている「養育に関する特別委員会」では、日々のいとなみを通じた養育の実践事例を収集し、児童養護施設の専門性や求められる養育のあり方について職員の認識を深めるとともに、広く内外に向け発信することを目的に事例集を作成することとなっている。

本研究部会では、「養育に関する特別委員会」の進捗報告等をもとに、職員が子どもの人生にどのように寄り添い、向き合っていくかを議論したい。そして児童養護施設が大切に継承すべき養育文化の構築を目指して、共に議論を深めていきたい。

- 論 点 ▶**
- ① 養育の質とは
 - ② 児童養護施設が提示する養育モデル
 - ③ 施設職員がチームとして目指すべき方向性

助言者 ▶ 村瀬 嘉代子 氏（日本心理研修センター 理事長 / 全養協 協議員）

座 長 ▶ 則武 直美（全養協 副会長 / 岡山聖園子供の家 施設長）

第2 研究部会

子どもの権利が守られている施設生活とは ～ 養育論とシステム論の視点から ～

【領域③⑤】

平成28年改正児童福祉法では、「子どもが権利の主体である」ことが明記された。しかしながら国内の児童虐待相談は後を絶たず、平成28年度には相談対応件数はついに全国で12万件を超えている。「子どもの最善の利益」追究を背景に、この社会現象に歯止めをかけることに、行政と民間とで協働しながら奔走し続けているのが現状である。

私たちはこれまで社会的養護の受け皿として、日々生活実践を積み重ねてきた。児童福祉法に謳われた「子どもを権利の主体」とする養育とは一体どのようなものか。子どもたちとの日常を顧みながら、さらに議論と実践化を進める必要がある。

平成12年に児童虐待防止法が制定され、私たちはより一層施設内虐待の根絶を目指して施設内外で取り組み、子どもたちに寄り添う努力をしてきた。しかし残念ながら権利侵害は後を絶たない。私たちは覚悟を決め、これらの問題に向き合うべきであろう。

本研究部会では、重篤な権利侵害の予防を念頭に、日常生活における権利擁護を考える。特に子ども間暴力に焦点をあて、なぜ事故が起きるのか、事案発生時にどうしたらよいか、予防策と対応についても学ぶ。併せて、職員を支え、子ども自身が安心できる生活を子ども主体で提供するために何が必要か、養育の営みの本質をめぐって議論したい。

- 論 点 ▶**
- ① 子どもが主体となって日常生活を営んでいるか
～ 日々の養育を見直す ～
 - ② 子どもが「守られている」と感じ、安心して将来への希望を描ける日常生活とは
 - ③ 被措置児童への権利侵害はなぜ起きるのか、予防と対応のヒント

助言者 ▶ 横堀 昌子 氏（青山学院女子短期大学 教授 / 全養協 協議員）

座 長 ▶ 飯塚 富美（全養協 調査研究部長 / 心泉学園 施設長）

第3 研究部会

児童養護施設の運営と施設長の役割

～組織で子どもたちを支える～

【領域①⑥】

児童虐待や子どもの貧困をはじめ、子育てに関するさまざまな問題が全国各地で顕在化するなか、児童養護施設に対する社会の期待は、かつてなく高まっている。

こうしたなか、児童養護施設がその専門性を十分に発揮し、子どもたちや地域のニーズに応え続けていくためには、施設長のリーダーシップのもと、施設の専門職がそれぞれの役割を担い、個人ではなく組織として取り組みを進めていく必要がある。

また、近年の社会福祉法人制度改革にみられるように、施設とともに法人の役割がクローズアップされるなか、今後策定が進む新たな都道府県推進計画に対応するためにも、施設と法人が一体となった事業展開や、事業を実施するための組織運営はその重要度を増している。

本研究部会では、子どもたちの養育や地域の課題に対し、児童養護施設が組織で対応することの長所・メリット等に着目し、組織の舵取りを担う施設長（管理職）の役割や、組織の運営主体たる法人との連携、組織を構成する人材の確保・育成等について研究協議する。

- 論 点** ▶ ① 施設長（管理職）の役割とリーダーシップ
② 法人との連携と組織運営
③ 人材確保・育成・定着に向けた組織の取り組み

助言者 ▶ 高橋 利一 氏 （(福) 至誠学舎立川 顧問 / 全養協 協議員）

座 長 ▶ 伊山 喜二 （全養協 副会長 / 南河学園 施設長）

第4 研究部会

自立支援の現状とこれからの課題

～自立へ向けた日々の養育のあり方とアフターケア～ 【領域⑤⑥】

児童養護施設で育っている子どもたちの自立支援について、これまでも様々な課題や支援のあり方が議論されてきた。平成28年に創設された自立支援資金貸付制度をはじめ、社会的養護を必要とする人への日本学生支援機構の給付奨学金、社会的養護自立支援事業、学校や企業、法人等による各種奨学支援などにより、大学等の進学や就労のための自立支援制度が充実してきており、子どもたちの進路の選択肢が広がっているが、一方で退所後の期待と不安は大きい。一人ひとりに寄り添うアフターケアは、職員個々の関係で繋がっているのが現実で、支援のあり方にばらつきも多く、退所後支援のための体制はなかなか整っていない状況のなか、アフターケアの標準化の必要性は高まっている。

本研究部会では、日々の営みの中でインケアからリービングケア、アフターケアまで、本来繋がり合うそれぞれの取り組みの大切さと、アフターケアのあり方、多機関連携による自立支援を含め、議論を深める場としたい。

- 論 点** ▶ ① 就労及び大学進学等に向けた支援
② リービングケアからアフターケア
③ アフターケアの標準化

助言者 ▶ 福本 啓介 氏 （(福) 白十字会林間学校あすなろサポートステーション 所長）

座 長 ▶ 中島 俊則 （全養協 総務部長 / 久留米天使園 施設長）

平成 28 年の改正児童福祉法により、家庭養育優先原則の下で、施設の役割は大きな変化を求められている。児童虐待の急増、発達に課題をもつ児童の増加、貧困問題、地域における子育て力の低下等々、子どもを取り巻く状況は厳しい。

施設は従来の社会的養護を必要とする子どもや保護者の支援にとどまらず、地域の子育て支援や里親養育支援、虐待予防等に力を発揮し、地域の子育て支援の拠点として専門的な役割を担える存在となるよう考えていかなければならない。

本研究部会では、地域子育て支援、里親養育支援等に取り組んでいる事例を通して、それぞれの地域のニーズを見極め、児童養護施設の特性を活かした地域支援について参加者とともに議論し、この転換期になすべき施設の役割を考える機会とする。

- 論 点** ▶ ① 児童虐待予防を根底に置いた地域の子育て家庭支援
② 里親家庭との協働による子どもの育成
③ 施設の多機能化

助言者 ▶ 山本 朝美 氏（こばと子ども家庭支援センター長）

座 長 ▶ 谷本 恭子（全養協 研修部長 / 高知聖園天使園 施設長）

特別研究部会「推進計画」を改めて見直す

【領域④】

平成 29 年 8 月 2 日に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた後、厚生労働省はその具現化を図るため、「乳児院・児童養護施設の多機能化等に関するプロジェクトチーム」をはじめとする数種の検討会を設置するとともに、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会を約 2 年ぶりに再開し、都道府県推進計画見直しに向けた要領案等の検討を始めた。しかし、専門委員会では意見の一致がみられないとして、厚生労働省が要領案の取り扱いを預かるかたちで専門委員会は 4 回で閉じられ、その後国による水面下の調整を経て、平成 30 年 7 月 6 日に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」等が発出された。

策定要領では、平成 30 年度から各都道府県が既存の都道府県推進計画の見直しを進め、平成 31 年度までに新たな計画を策定することとしており、既にその作業に入っている自治体もある。「新しい社会的養育ビジョン」で示された数値的目標や工程、また今後の社会的養護のあり方等は課題や問題点も多く、これらの対応策や各地域、社会的養護の現場の状況を十分に踏まえ、計画の見直しを進める必要があり、本会でも協議員、都道府県養協に対し『「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」への対応について』を示し、地域の実情に応じた推進計画策定に向けた取組みを進めている。問題を放置したまま計画が策定されることがあれば、結果的に子どもに不利益を及ぼしてしまう危険さもある。

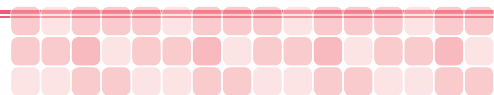
本研究部会は、第 72 回北海道大会の特別研究部会として開催し、都道府県推進計画見直しの進捗状況を共有するとともに、各都道府県の取組みに学び、新たな計画の策定に向けた児童養護施設関係者のあり方等について研究協議する。

- 論 点** ▶ ① 「推進計画」の見直しの意図と目的
② 今後の児童養護施設のあり方
③ 「推進計画」見直しの先進事例から学ぶ
④ 「推進計画」見直しにあたっての課題を探る

助言者 ▶ 宮島 清 氏（日本社会事業大学専門職大学院 教授）

座 長 ▶ 武藤 素明（全養協 副会長 / 二葉学園・二葉むさしが丘学園 統括施設長）

第3日目〔10月19日(金) 9:30~12:30〕



9:00	受付
9:30 ~ 10:00	第43回資生堂児童福祉海外研修報告【領域④】
10:05 ~ 12:05	シンポジウム【領域①③④】 「養育の本質を礎に、社会的養護の将来像を描く ～現場実践者としての覚悟を問う～」
12:10 ~ 12:20	大会総括（大会宣言採択）
12:20 ~ 12:30	閉会式

シンポジウム

「養育の本質を礎に、社会的養護の将来像を描く ～現場実践者としての覚悟を問う～」

本会が平成20（2008）年にまとめた養育報告書（『この子を受けとめて、育むために 育てる・育ちあう いとなみ』）の序章には、「社会的養護が“養育のいとなみ”である』とある。そのいとなみに定型があるわけではないが、平成28（2016）年の改正児童福祉法は、「家庭養育原則」を前面に打ち出し、さらに養育のスタイルを家庭養育に近づけることが、わが国の社会的養育の進む方向としたのである。

こうしたなか、権利侵害の根絶と養育の質を保障する施設文化の構築に向けて、施設関係者の本気度が試されている。「養育のいとなみ」と「子どもの育ち」を役割とする児童養護施設が、社会の要請に応え得るために、今後どのような変革が求められていくのか、その道筋について議論を深めたい。

○ シンポジスト

村瀬 嘉代子 氏（日本心理研修センター 理事長 / 全養協 協議員）

山縣 文治 氏（関西大学 教授 / 全養協 協議員）

桑原 教修（全養協 会長 / 舞鶴学園 施設長）

○ コーディネーター

加藤 秀郷（全養協 副会長 / 静岡恵明学園児童部 施設長）

【参加申込について】

(1) 申込方法

参加および宿泊・意見交換会等の申込みは、別添<<参加・宿泊・弁当・意見交換会・シャトルバス等のご案内>>をご参照いただき、添付の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、名鉄観光サービス(株)北海道営業本部まで、インターネット、FAX、郵送により、**平成30年9月21日(金)までに**お申込みください。(必着。締切前でも、定員に達し次第、締切らせていただく場合があります。)

(2) 参加券等の送付

参加申込者には、申込受付後 **9月下旬～10月初旬を目途に、「請求書・大会参加券及び各種利用券」をお送りします**ので、請求書に記載された振込口座へ、指定期日までに参加費等をお支払いください。また、大会当日は、参加券や各種利用券を忘れずにお持ちください。

(3) キャンセル

入金後のキャンセルについては、原則として参加費の返金はいたしません。大会資料の送付をもって代えさせていただきます。また、宿泊、意見交換会、昼食のキャンセルについては、別途所定の取消料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

【障害等に係る必要な配慮について】

障害等に係る情報保障の観点から手話通訳、要約筆記を希望される方や、車いすを使用するなど参加時に配慮が必要な方は、申込書の記入欄によりお知らせください。その他、不明な点やご要望がありましたら、下記事務局まで事前にお問合せください。

【参加にあたっての留意事項】

(1) 研究部会場

2日目(10/18)の研究部会(分科会)は、それぞれ会場のフロアが異なります。各部会の会場は、大会参加券発送時にお知らせしますので、参加券が届きましたらご確認ください。

(2) 研究部会昼食

2日目(10/18)の研究部会では、昼食時に**会場周辺の飲食店が混み合うことが予想されます。**参加申込と合わせ、昼食弁当のお申込みをお勧めいたします。

(3) 交通手段

会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の利用

参加申込書に記載された個人情報は、申込受付等委託業者(名鉄観光サービス(株)北海道営業本部)と全社協・全養協事務局、北海道養協において共同利用いたします。同情報は参加申込受付、参加管理、参加にあたり希望される宿泊等サービスの提供等、本研究協議会運営に必要な範囲内で使用します。

(2) 参加者名簿の作成

研究協議会参加者間の交流をはかるため、参加申込書に記載された情報をもとに、参加者名簿(都道府県名・所属施設名・参加者氏名・役職名等)を作成し、参加者に配布します。

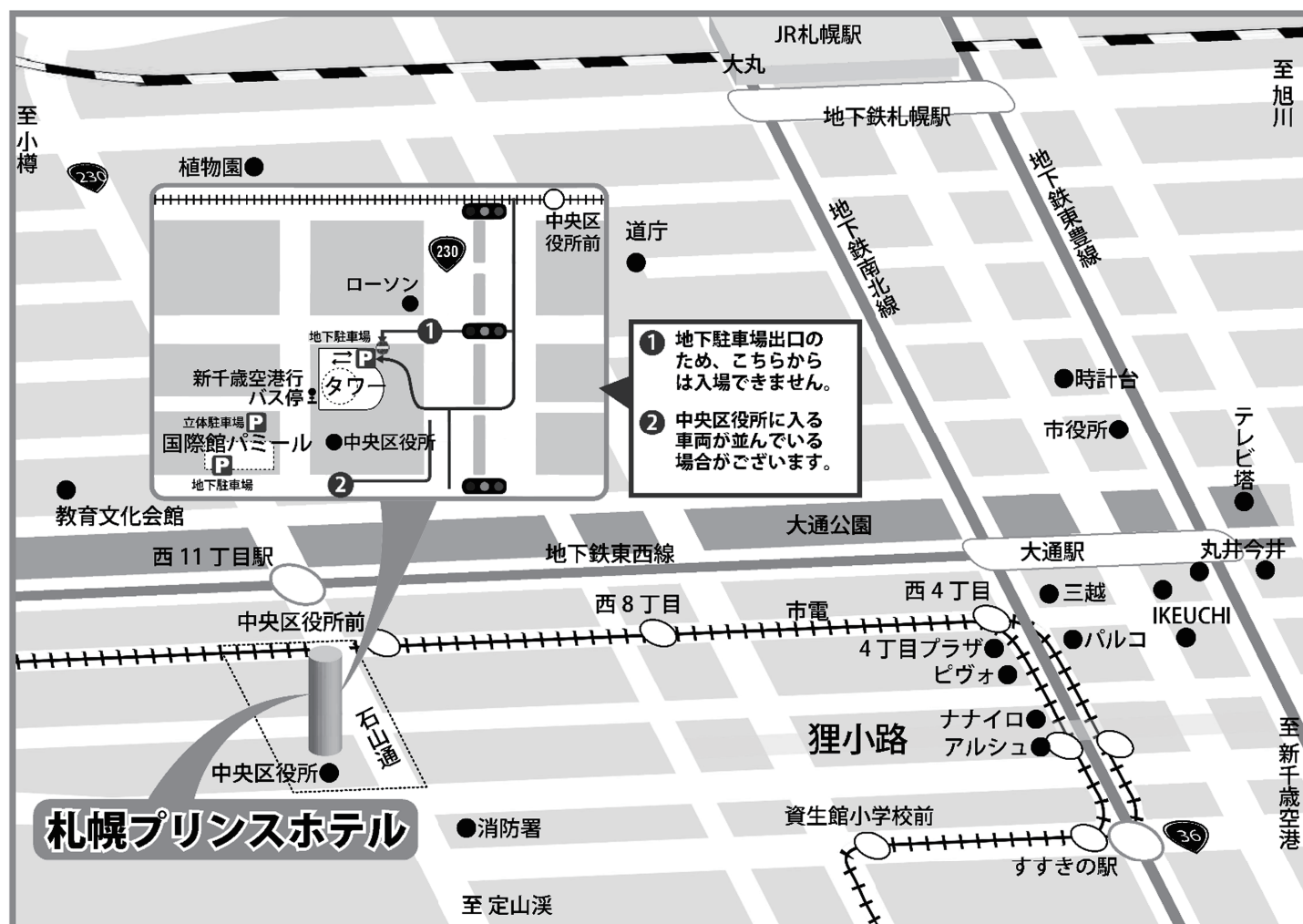
【参加・宿泊・意見交換会等に関するお申込み、お問合せ先】

名鉄観光サービス株式会社北海道営業本部(田中、中川、和倉)
〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目NREG北三条ビル7F
TEL. 011-205-5222 FAX. 011-205-5220
(受付時間 平日9:00～17:00、土日祝休)

【大会運営、内容に関するお問合せ先】

全国児童養護施設協議会 事務局(岡田、高橋)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会児童福祉部内
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

会場のご案内



アクセス方法

電車をご利用の場合は

JR新千歳空港駅から快速エアポート(15分毎運行)で札幌駅まで37分。
 料金:おとな ¥1,070、こども(小学生) ¥530
 ※札幌駅からホテルまでは、地下鉄またはタクシーをご利用ください。
 《地下鉄》札幌駅から『南北線:真駒内行』で大通駅下車、『東西線:宮の沢行』に乗り継ぎ、西11丁目駅にて下車後、徒歩約3分
 《タクシー》札幌駅からタクシーで平常時8分。
 料金:約 ¥1,300

地下鉄をご利用の場合は

東西線西11丁目駅下車:徒歩約3分
 2番出口から階段で地上へ出たら右(南方面)へ向かい市電のある交差点をお渡りください。さらに歩き交差点をもう1本渡ると、札幌プリンスホテルがご覧いただけます。

タクシーをご利用の場合は

新千歳空港から高速道路利用で平常時1時間。
 料金:約 ¥13,000~¥14,000(高速料金込)

空港連絡バスをご利用の場合は

新千歳空港バス乗場 JAL到着口前 14番、ANA到着口前 22番、国際線ターミナル前 65番よりそれぞれ乗車し、札幌プリンスホテル下車
 所要時間:夏期80~90分、冬期100~120分
 ※天候・交通事情により所要時間はかわります。
 料金:おとな ¥1,030・こども(小学生) ¥520
 ※ホテル発⇒新千歳空港行バスの運行もごございます。(午前便のみ。)
 札幌プリンスホテル西側前発
 時刻:7:03A.M.・8:03A.M.・9:03A.M.・9:48A.M.・10:33A.M.・11:18A.M.

車でお越しの場合は

248台収容できる駐車場をご用意しております。
 料金:1滞在につき1台 ¥1,500
 先着順となっております。満車の際には、近隣の駐車場をご案内させていただきますので、ご了承ください。

※変更の場合もごございますので、詳細につきましては各オフィシャルサイトでご確認ください(2016年7月現在)。

※ 大会初日(10/17)と最終日(10/19)は、新千歳空港~大会会場間の直行シャトルバスを運行します。
 詳細は、参加案内をご参照ください。